

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 27 年 3 月

津軽鉄道株式会社

【 目 次 】

1、総則	2
業務計画の目的	
基本方針	
想定する被害	
2、危機管理体制と情報収集	2
対策本部の設置	
対策本部と構成	
情報収集と共有	
関係機関との連携	
緊急物資等の輸送	
3、新型インフルエンザ等対策に関する事項	3
業務計画	
要員計画	
感染対策の実施	
発生段階別の対策項目	
必要な物資・用品の備蓄	
4、その他	5
教育及び訓練の実施	
計画の見直し	

1、総則

○業務計画の目的

本業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号。以下「特置法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等の大流行（パンデミック）時において、公共交通機関として事業を継続していくための当社が行うべき対応等に資することを目的とする。

○基本方針

- ① お客様、役員・従業員、その他関係者の安全と人命尊重を最優先とする。
- ② 県民生活に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体、他機関と連携して適切に対応し事業を継続する。
- ③ 情報収集に努め、発生からの状況変化に応じて適切に対応する。

○想定する被害

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画における新型インフルエンザ等発生時の被害想定は次の通りであり、本業務計画もこの想定を準用する。

病原性	中程度	重度
入院患者数	6,400 人	24,200 人
死亡者数	2,050 人	7,700 人
1 日当たり最大入院患者数	1,100 人	4,100 人

▽ 県民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

▽ ピーク時（約 2 週間）に社員が発症して欠勤する割合は多く見積もって 5% 程度。ただし、社員自身のり患のほか、家族の世話、看護等のため出勤困難となる者がいることを見込み、ピーク時には社員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

2、危機管理体制と情報収集

○対策本部の設置

社長は、県が新型インフルエンザ等に関する発生宣言を発表し県対策本部が設置された場合、または、社長が必要と認めた場合は、津軽鉄道新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。感染が終息し、県対策本部が解散された場合には対策本部も解散する。

○対策本部と構成

▽ 対策本部事務局は本社に置く。

▽ 構成

対策本部長	社長	・対策本部の指揮、決定
対策本部副部長	運輸課長	・本部長の補佐
事務局長	総務課長	・本部の管理運営、備品配置手配
運輸対策担当	運輸課長	・輸送計画と業務、司令業務
設備対策担当	線路管理所長	・施設設備保守管理
車両対策担当	機関区長	・車両関係保守管理
駅業務対策担当	統括駅長	・旅客対応
情報担当	総務課長	・情報収集、発信

○情報収集と共有

新型インフルエンザ等の情報については、報道等平時より注意し、国、県等から入手した情報は、随時社内に周知する体制を整える。

○関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり、連携が必要となる関係機関をリストアップし、発生時における協力体制を定める。

○緊急物資等の輸送

県対策本部等から、食料・医療品等の緊急物資輸送要請があった場合は、対応できる体制を確保する。

3、新型インフルエンザ等対策に関する事項

○業務計画

県行動計画に基づく被害想定を踏まえ、発生段階に応じた鉄道運行計画を作成して旅客の輸送を適切に実施する。

○要員計画

計画に基づき必要な要員を確保し安全運行を確保する。
新型インフルエンザ等の発症状況に応じて、交代要員や補助要員確保する。

○感染対策の実施

- ・うがい手洗いの励行
- ・咳エチケットの徹底（自身が感染、または感染の疑いある場合）
- ・マスクの着用（感染予防として）
- ・接触感染防止のための消毒清掃（スイッチ、ドアノブ、手すり等）
- ・感染した従業員の出勤停止
- ・その他（ワクチン接種、湿度調整等）
- ・ポスター等掲示物、車内放送等による感染防止協力の呼びかけ

○発生段階別の対策項目

発生段階	状態	対策
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	・マニュアル整備、対応教育
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	・情報収集 ・対応準備 ・状況に応じ対策本部を設置
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者を疫学調査で追える状態 県内未発生期—県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態 県内発生早期—県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者を疫学調査で追える状態	・情報収集、対応準備 ・従業員の感染防止対策と旅客への協力呼びかけ ・国内感染期の運行計画
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少 県内未発生期—県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態 県内発生早期—県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者を疫学調査で追える状態 県内感染期—県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	・感染した従業員の出勤停止と交代要員の確保 ・安全運行継続のための業務縮小（運行本数減等）対策等
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	・通常運行再開 ・再度感染拡大まん延に備え感染防止策は継続

○必要な物資・用品の備蓄

社内各職場における感染予防のため必要な物資・用品を備蓄保管して請求あった場合は補充出来るよう在庫管理する。

4、その他

○教育及び訓練の実施

新型インフルエンザ等に関する基礎知識、基本的な感染対策等に関して教育の実施に努める。

県・地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加し、新型インフルエンザ等の発生に備える。

○計画の見直し

適宜適切に本業務計画の内容について検討し、必要と認める場合には変更するものとする。

本業務計画は、平成27年3月24日から施行する。